

**医療法人社団 誠仁会 介護老人保健施設よいち短期入所療養介護 運営規程**

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠仁会が開設する介護老人保健施設よいち（以下「事業所」という。）が行う短期入所療養介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることに努める。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業の提供に努める。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めた運営を為す。

(事業所の名称等)

第3条 短期入所療養介護サービスを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人 社団誠仁会 介護老人保健施設 よいち

(2) 余市郡余市町山田町201

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師 2名 (常勤換算で1.0名)

(2) 看護師 6名 (常勤換算で6名)

(3) 准看護師 6名 (常勤換算で5.7名)

(4) 介護職員 45名 (常勤換算で41.6名)

(5) 支援相談員 2名 (常勤換算で2.0名)

利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け調整する。

(6) OT・ST 4名 (専従者2名兼務者2名)

(7) 管理栄養士 1名 (常勤換算で1名)

(8) 介護支援専門員 2名 (常勤換算で2名)

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、医師の治療方針に基き、他の従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。

(9) 調理員 8名 (委託)

(10) 事務職員 2名

介護報酬に関する事務等必要な事務を行う。

(平成24年12月1日 現在)

(入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 利用者に対する施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画に基づく看護
- (2) 医学的管理下の介護
- (3) 機能訓練その他必要な医療
- (4) 日常生活上の世話

2 短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとして、当該短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

- (1) 短期入所療養介護サービスの提供（食事の提供を除く）については厚生大臣が定めた額の一割。
- (2) 食事の提供について厚生労働大臣が定めた標準負担額。

3 前項の他、平成11年3月31日 厚生省令第40号第11条3の一～四迄の額は次のとおりとする。

- |          |            |               |
|----------|------------|---------------|
| 一 室料差額料金 | 個室：1日 600円 | 二人部屋：1日 400円  |
| 二 理美容代   | 1回 2,300円  |               |
| 三 日用品費   | 1日 150円    | 教養娯楽費 1日 100円 |
|          |            | テレビ使用料 1日 50円 |

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、事前に利用者又は家族に対し文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(入所定員)

第6条 入所に係る定員は次のとおりとする。

- |         |     |           |     |
|---------|-----|-----------|-----|
| (1) 一般棟 | 50人 | (2) 認知専門棟 | 50人 |
|---------|-----|-----------|-----|

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 短期入所療養介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し事業所の運営規定の概要、事業所従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行ない、サービスの内容等について利用申込者の同意を得る。

(非常災害対策)

第8条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努める。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修会の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 一 採用時研修 | 採用後約2週間以内 |
| 二 継続研修  | 年約5日      |
| 三 学会出席  | 年1回       |

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 12 年 5 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。